

2015年4月30日

各位

会社名 株式会社イチネンホールディングス
代表者名 代表取締役社長 黒田 雅史
(コード番号 9619 東証1部)
問合せ先 社長室長 井本 久子
(TEL. 06-6309-7890)

「内部統制システムの基本方針」の一部改正に関するお知らせ

当社は、2015年5月1日施行の改正会社法に基づき、2015年4月30日開催の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容を、お知らせいたします。

(改定箇所は、下線で示しております。)

記

1. 当社及び当社子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という）の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役会は法令、定款、株主総会決議、取締役会規程その他関連規程に基づき、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。
- ②取締役は、法令、定款、取締役会決議、職務分掌規程その他関連規程に従い、職務を執行する。
- ③行動基準として「企業倫理綱領」を定め、周知徹底を図るとともに、企業倫理遵守のための体制を整備する。
- ④社外取締役を継続して置くことにより、取締役の職務執行に対する監督機能の維持および向上を図る。
- ⑤当社グループは、「グループ内部通報細則」を定め、内部通報制度による不正行為等の早期発見及び是正を図るとともに、通報者の保護を行う。
- ⑥反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては弁護士や警察等とも連携し毅然とした姿勢で対応する。
- ⑦当社グループは、経営理念の具現化のために定めた、イチネングループビジョンをグループ全体に浸透させる。

2. 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行に係る文書及び情報の記録は、法令及び文書管理規程その他関連諸規程に基づき、適切に保管、管理し、必要に応じて運用上の見直しを行う。また取締役及び監査役は、これらの情報を必要なときに閲覧できる。
- ②重要な情報については、開示すべき情報が適正、適時かつ公平に開示される体制を整備する。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社 グループ は、リスク管理に関する規程を整備し、リスクに関する管理を円滑に行うとともに、内部統制の重要性について啓蒙に努める。
- ②グループ全体のリスク管理のために、「コンプライアンスリスクマネジメント委員会」を組織し、重要なリスクについては社長、取締役会、監査役へ報告される体制を整備する。
- ③監査室は、「グループ内部監査規程」に基づき、内部監査を実施し、必要に応じて監査方法の見直しを行う。
- ④当社グループは、大規模な事故・災害・不祥事が発生した場合に備え、危機発生時の対応に関する体制の構築・運営に努めると共に事前予防体制を整備する。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会は、月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、十分な議論を通じて経営上の意思決定を行う。
- ②取締役会は、社内の組織、権限及び責任を規程集等に定め、明確化する。
- ③年度計画及び中期経営計画の進捗に関しては、毎月「グループ予算委員会」において報告、討議することとし、取締役会へ報告する。
- ④当社グループは、執行役員制度を導入することにより、意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、効率的な意思決定を行う体制を構築する。

5. 当社グループの使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社 グループ は、行動基準として定めた「企業倫理綱領」及びコンプライアンス関連諸規程に従い、企業倫理の遵守を徹底する体制を構築する。
- ②不正、倫理に反する行為については、「グループ内部通報細則」に従い、顧問弁護士他を窓口とする相談・通報窓口を開設し、問題点の早期発見と未然防止を図るための体制を整備する。
- ③取締役会は、コンプライアンスの実施状況及び運営上の問題点について、定期的に取り締役又はコンプライアンスリスクマネジメント委員から、提言、報告を受けるとともに、監査室から内部監査の結果について適時適切に報告を受け、経営施策に反映させる。
- ④当社グループは、経営理念の具現化のために定めた、イチネングループビジョンをグループ全体に浸透させる。

6. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、関係会社管理規程を整備し、定期的な見直しを行うとともに、関係会社統括部門を中心とした関係会社相互の緊密な連携と協力によって、グループ全体の業務の適正を確保する。
- ②当社は、当社グループ全体としての業務の適正性と効率性を確保するために必要な規程を、グループ共通の規程として整備し、必要に応じて運用上の見直しを行う。また子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況を定期的に当社の取締役会に報告する。

- ③ 子会社を当社の内部監査部門による定期的な監査の対象とし、監査の結果は当社の代表取締役社長に報告する体制とし、内部監査部門は当社及び子会社の内部統制状況を把握・評価する。
- ④ 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ子会社の業務内容の定期的な報告を受け、重要案件についてはその業務内容について事前協議を行い、子会社の取締役会にて協議すること等により、子会社の取締役の職務の執行の効率を確保する。

7. 監査役の職務を補助する使用人に関する事項

- ① 監査役が必要とした場合は、監査役を補助すべき使用人として、監査役スタッフを置くことが出来る。
- ② 監査役スタッフに関する人事は、監査役会の同意を必要とし、監査役スタッフは業務執行に係る役職を兼務しない。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は、取締役会、グループ予算委員会その他重要会議に出席し、業務執行の監査を行う。
- ② 監査役は法令に従い、取締役及び使用人から担当業務の執行状況について、報告を受ける。
- ③ 当社グループの取締役及び使用人は、当社グループにおける重大な法令違反、コンプライアンスにおける重大な事実を発見した場合及び 報告を受けた場合、遅滞なく監査役へ報告する。
- ④ グループ内部通報システムによる通報状況は、定期的又は監査役の求めに応じて報告する。

9. 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針

- ① 当社は、監査役が職務執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

10. その他監査役が監査が、実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役会への出席のほか、代表取締役、取締役並びにグループ会社役員と定期的に意見交換を行う。
- ② 監査役は、会計監査人及び監査室と連携し、それぞれ定期的に意見交換を行う。
- ③ 監査役が重要会議の議事録及び稟議書等を常時閲覧できる体制を整備する。

以上